

監査監第1973号

令和7年3月31日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 帆 足 和 之 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 谷 中 信 人

同 都 築 龍 太

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

公益財団法人さいたま市スポーツ協会

(2) 所管課

スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和5年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

キ 出資団体に派遣している職員があり、給与を負担している場合、その根拠は条例に規定されているか。また、職員が派遣先で行う業務は、法に定めるものであるか。

ク 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担

は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 経営成績及び財政状態は良好か。

カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。

キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。

ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。

ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

セ 公益法人会計基準適用団体について、公益法人制度改革にのっとりた事業運営が行われているか。

ソ 団体の機関は有効に機能しているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出資に係る事務事業及び会計経理等が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和6年11月25日（月）から令和7年3月27日（木）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

さいたま市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、もって明るく活力に満ちたさいたま市民の育成に寄与すること。

(2) 事業内容

- ア 市民の健康及び体力づくりの推進
- イ 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上
- ウ 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成
- エ 加盟団体の競技力向上及び大会等への選手の派遣
- オ 各種大会、講習会及び各種スポーツ事業の実施並びに援助
- カ 体育・スポーツに関する調査研究及び情報発信
- キ 体育・スポーツ功労者及び優秀指導者の表彰
- ク 市内スポーツ施設の管理運営に関する事業
- ケ その他目的を達成するために必要な事業

(3) 出資状況

市の出捐金は2億円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった出資団体の当該出資に係る出納その他の事務の執行が当該出資の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ振興課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

イ 公益財団法人さいたま市スポーツ協会

(ア) 財務諸表に対する注記において、投資有価証券を保有しているにもかかわらず、重要な会計方針に、「有価証券の評価基準及び評価方法」を記載していなかった。また、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を記載していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (イ) 賞与引当金において、貸借対照表に賞与引当金を計上しているにもかかわらず、附属明細書に、賞与引当金の明細を記載していなかった。また、公益財団法人さいたま市スポーツ協会会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第44条第3号の引当金の計上基準において、賞与引当金に関する規定を定めていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。
- (ウ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第21条第1項及び認定法施行規則第27条によると、「資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類」を作成し、主たる事務所に備え置かなければならないとされている。
- しかし、当該書類の作成及び備え置きをしていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。
- (エ) 貸借対照表の記載において、期末時点の現金の実際有高と、総勘定元帳の現金勘定に計上されている残高が異なっているにもかかわらず、総勘定元帳に計上されている残高を、現金期末残高として、貸借対照表の現金預金科目に計上していたため、適正な事務処理を行うべきである。
- (オ) 会計処理規程第44条に基づく退職給付引当金の計上において、公益財団法人さいたま市スポーツ協会職員退職手当規則（以下「退職手当規則」という。）に規定されていない支給率を用いて、期末退職給付の要支給額を算定し、退職給付引当金を計上していたため、適正な事務処理を行うべきである。
- (カ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第97条によると、理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置かなければならないと規定されているにもかかわらず、備え置いていない議事録があったため、適正な事務処理を行うべきである。
- (キ) 労務管理において、職員と36協定を締結していなかったため、労働基準法第36条第1項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

- (ク) 期末手当及び勤勉手当の支給において、調整手当額の算定誤りなどにより期末手当額及び勤勉手当額に誤りがあったので、適正な事務処理を行うべきである。
- (ケ) 退職手当の支給において、退職手当規則に規定されていない支給率を用いて、退職手当額を算定し、退職手当を支給していたので、適正な事務処理を行うべきである。
- (コ) 会計処理規程第26条によると、出納責任者は、現金について毎日の現金出納終了後、その有高と帳簿残高を照合しなければならないとされている。
しかし、毎日の現金照合を行っていなかったため、適正な事務処理を行うべきである。
- (カ) 会計処理規程第27条によると、会計事務責任者は毎月20日までに、前月分の現金、預金の収支月計表を作成して、自ら検算を行い、これを会計責任者を経て経理責任者へ提出しなければならないとされている。
しかし、前回の指摘にもかかわらず、収支月計表を作成していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。
- (シ) 認定法第18条によると、公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産は、寄附をした者が公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めたものを除いて、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならないとされている。
しかし、賛助会員の会費について、公益目的事業以外に使用することが定められていないにもかかわらず、一部を法人会計に計上し管理費に充てていたため、適正な事務処理を行うべきである。
- (ス) スポーツ少年団種目別部会等助成事業において、助成金の支給基準を定めていなかったため、金額等の基準を明文化して、適正な事務処理を行うべきである。

く記載)

(1) 固定資産及び備品の管理について

固定資産について、会計処理規程に規定はあるが、管理方法に関する具体的な手順は定められていない。実地調査において、一部の固定資産では、固定資産台帳と現物の照合を行っていないことを確認した。また、固定資産ラベルが貼付されていないため、同種の固定資産を複数購入しているものについて、固定資産台帳に登録されている固定資産と照合できない事例を確認している。

これらの状況を踏まえて、会計処理規程に固定資産の具体的な管理方法や手順を定めるなど、固定資産の適正な管理について検討し、実行していくことを望むものである。

備品については、規程等に備品に関する定めがないことから、固定資産と同様に、備品の範囲や管理方法、手順を具体的に定めるなど、備品の適正な管理について検討し、実行していくことを望むものである。

【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】

(2) 団体の事務処理の見直しについて

今回の監査において、必要な決裁を取らずに手続きが進められていた、手順とは異なる事務処理が行われていたなど、不適切な事例が複数見受けられた。

事務処理誤りの未然防止、再発防止の観点から、団体の諸規程を再確認するとともに、マニュアルやチェックリストを作成し、業務内容を職員間で共有するなど、団体全体の課題と認識し、改善していくよう組織的に取り組まれない。

【公益財団法人さいたま市スポーツ協会】